トータルサービスプランナーズネット株式会社行動計画
〈次世代法・女性活躍推進法〉

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和4年4月1日　～　令和6年３月 31 日までの２年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児・介護休業に関する制度の周知 育児・介護に伴う休業、看護休暇、時間外労働の制限および所定労働時間の短縮措置などの育児・介護休業法に基づく労働者の権利や給付の支給等関係法令に定められている諸制度について周知する。

＜対策＞

- 令和４年７月～　育児・介護が必要な社員の現状把握
- 令和４年９月～　社内検討委員会での検討開始
- 令和４年 10 月～　①業務ニュースなどで制度を詳しく説明
  ②管理職への研修（年２回）
  ③電子掲示板による社員へ定期的な周知

目標 2：計画期間内に、年次有給休暇の取得の促進のため、計画的付与制度や時間単位付与制度を活用し、家族や地域の行事に合わせて年次有給休暇が容易に取得できるようにする。

＜対策＞

- 令和４年７月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握
  ①従業員の取得希望時期を徴収し、取得計画を作成
  ②時間単位で有給休暇を取得可能か支店単位で聞き取り
- 令和４年９月～　社内検討委員会での検討開始
- 令和４年 10 月～　計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和４年 11 月～　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始